

(報告)

「環境政策における意思決定のためのレギュラトリーサイエンスのありかたについて」

## 1 背景

環境リスクによる負の影響を最小限に抑え、科学技術と産業・経済の発展との調和を図るには、『レギュラトリーサイエンス』が必要である。本報告書では、環境リスクの現実を踏まえ環境政策や行政の意思決定に資するレギュラトリーサイエンスのありかたを検討する。

## 2 報告の内容

### (1) 公害事件の再検討

科学技術と人間の調和のありかたを考えるために、まず、重要な公害問題を振り返って検討を行った。その結果、イタイイタイ病、水俣病などの公害事件では、特に事件の発端時において十分な科学的な調査がなされたとは言い難く、時宜を得た適切な対策がとられなかったために、被害を拡大させる結果となったと結論した。

### (2) 今日の環境リスク管理に関する諸問題

労働災害と公害被害を念頭におき、アスベストによる健康被害、印刷労働者の胆管がんと染料製造工場における職業性膀胱がんなど最近の事例をとりあげ、わが国での対応の遅れ、規制の不十分さなどに未だに問題があることを指摘した。次世代影響に関する環境リスク評価、その施策への反映、災害の発生に伴う環境リスク生態系の保全も重要である。

### (3) 環境リスクの評価と管理

リスクをどこまで許容しながら持続的発展を求めるか、リスクを抑えるため経済的発展をどこまで制御するかというトレードオフの問題は、グローバル化する現代社会が直面する重要な課題である。これには、環境・健康リスクと社会および経済の発展のバランスなどを配慮しつつ、環境・健康被害や経済発展への深刻なダメージを防ぐための、戦略的な取り組みが必要である。このための原則として、予防原則（または、予防策の原則）が論じられる。だが、この原則は、必ずしも科学的に根拠のない懸念全てを対象とするものではない。科学者の間では意見が一致していないものの、一定程度有力である考え方への配慮が重要であることを指摘しており、リスク論と予防原則の統合が目指されるべきである。また、合理的に達成可能な範囲、環境責任、リスクと危険の違いについても検討を行う必要がある。

### (4) 政策的対処

各種環境リスクへの政策的対処の手段として、大気・水、化学物質、電磁波、土壌汚染などの規制、その他の制度について現状を概観した。海外の政策などに比べ、不足している部分の検討や既に実施されている政策を定期的に評価することが重要である。評価の枠組みとしては、政策評価や事業評価があるが、既存事業の評価は学术界・科学者が率先して実施し、必要な場合は関係者と共に改善策を考えることが必要であり、そのための対応分野のアカデミアの裾野の拡大が重要である。

#### (5) 持続可能な社会構築のためのリスクコミュニケーション

政策の立案と決定においては、社会の成員が持つ多様な価値観・事情に配慮する必要がある、関係者間の双方向的な情報・意見のやりとりが必要である。従来の環境リスクをめぐるリスクコミュニケーションの枠組みにおいては、マスメディアやソーシャルメディアは明確には位置づけられていない。しかし、現在このようなメディアが環境リスクに関する施策形成に大きな影響を及ぼしており、地球規模の持続可能性を実現するための研究活動の推進にあたって、学術と社会の間の垣根をこえる「超学際」的取り組みがうたわれている。

#### (6) 課題と結論

環境政策は科学的根拠に基づいて、透明性を確保しながら立案・実施されなければならない。同時に、環境リスクを適切に管理しながら持続可能性を担保していく必要がある。わが国の現状を鑑みるに、化学物質管理をはじめとする様々な環境リスクの管理において、国際条約との整合性、国際機関の提唱する手段との国際的調和などに課題があり、また、国内では省庁の垣根を超えた一元管理が必要である事項も多い。産・官・学が協力して、科学と技術の調和を目指す規制を図るためのレギュラトリーサイエンスを有効とする組織・体制・法の整備を行い、さらに専門家を養成し、社会に送り出すシステムを早急に確立する必要がある。その上で、そのような人材の産・官・学間の交流を行い、レギュラトリーサイエンスに基づく調和のとれた持続的発展の可能性を世界に示すことが、保健・医療の世界的リーダーを目指すわが国にとって重要な課題であると考えられる。